

学校法人会計基準の概要

計算書類

学校法人は、私立学校振興助成法に基づく国庫補助金、地方公共団体補助金の交付を受けています。

これにより、省令である学校法人会計基準に従って会計処理を行い、公認会計士又は監査法人の監査を受けて所轄庁に届け出ることが義務付けられています。

学校法人会計基準において計算書類は、「資金収支計算書（活動区分資金収支計算書を含む）」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」と定められており、またこの他に、私立学校法により財産目録、事業報告書を作成することになっています。

1 資金収支計算書（活動区分資金収支計算書を含む）

- 当該年度に行った教育研究等の諸活動に対応するすべての資金の収入・支出を明らかにします。
- 諸活動の対応に関わらず当該年度に収納し、又は支払った資金の収入・支出を明らかにします。
- 活動区分資金収支計算書では、教育活動、施設整備等活動、その他の活動に区分して記載され、企業会計のキャッシュフロー計算書に近いものとなっています。

2 事業活動収支計算書

- 会計基準の改正に伴い、消費収支計算書の名称を変更し、教育活動収支、教育活動外収支、特別収支に対応する事業活動収入支出の内容と、収支の均衡を明らかにします。
- この計算書には、次のような学校法人特有の名称があり、主なものを示します。

<基本金組入前当年度収支差額> 事業活動の収入・支出の差額です。

<基本金組入額> 学校法人会計基準により「学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金

額を基本金とする。」とされています。

3 貸借対照表

○年度末における資産、負債、純資産の内容を明らかにします。

財産目録

貸借対照表における資産と負債について具体的な内容を示します。